

廃 第 8 6 6 号
平成 2 9 年 8 月 1 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
住 所 千葉県成田市桜田 1 0 6 4 番地 7
名 称 ダイエー住販有限会社
代 表 者 代表取締役 浅井 育枝
- (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 6 7 8 1 2 号
許可年月日 平成 2 4 年 8 月 2 0 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成 2 9 年 8 月 1 7 日
- (4) 処分の内容 許可の取消し
- (5) 処分の理由

ダイエー住販有限会社は、平成 2 8 年 8 月 1 2 日に佐倉簡易裁判所において、法違反 (法第 1 6 条の 2 違反 不法焼却) により、罰金 1 0 万円の刑の言渡しを受け、同月 3 1 日に刑の執行が完了した。

この事実により同社は、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号ハ) に該当した。

環境生活部廃棄物指導課
監視指導室指導班 越後谷 孝大
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 4
FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 5 7 8 9